

## 懲戒処分の公表と市長等の責任について

### 1 事案の概要

#### (1) 事案の経緯

理事（事案発生時は企画管理部長を兼務）は、平成27年11月18日に実施された部長級以上による幹部慰労会に2次会から参加した。

2次会の終了に伴い、志染駅から恵比寿駅まで電車で移動し、親戚宅に停めていた自家用車内で仮眠。酔いを醒ました後に帰宅する予定であったが、1時間程度で目覚め、酔いが醒めたと思い車を発進。500m程度走ったところでパトカーに止められ呼気検査の結果、酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕された。

なお、理事に対して酒気帯び運転の刑事処分として罰金30万円、行政処分として免許停止90日が科されている。

また、この2次会には、市長、副市長、教育長、理事、市民ふれあい部長、健康福祉部長、豊かなくらし部長、まちづくり部長、豊かなくらし部参与及び民間の方2名の合計11名が参加していた。

#### (2) 審査の経緯

##### ① 三木市職員倫理審査会

関西国際大学教授及び弁護士2名の合計3名で構成。平成28年1月6日に第1回を開催、その後、1月16日、1月28日及び2月3日と4回にわたり次のとおり審査が行われた。

ア 対象者

理事及び部長級職員 合計6名

イ 審査の内容

上記の2次会において民間の方2名が参加していたことが三木市職員倫理条例施行規則（以下、「施行規則」という。）に定める禁止事項「利害関係者と共に飲食をすること」に抵触するか否か。

ウ 審査結果（2月3日付け）

理事及び部長級6人全てについて施行規則に抵触する。

② 三木市職員賞罰審査委員会

関西国際大学教授、弁護士2名及び市職員2名の合計5名で構成。6回にわたり審査委員会を開き審査した。

ア 対象職員

教育長及び理事・部長級職員6名 合計7名

イ 審査の内容

三木市職員倫理審査会（以下、「倫理審査会」という。）の結論を受け、対象職員の処分を判断

ウ 審査結果（3月2日付け）

市長に「別紙1」のとおり意見具申

## 2 処分対象者及び処分内容

三木市職員賞罰審査委員会（以下、「賞罰審査委員会」という。）の意見具申を受け、意見具申のとおり本日の3月4日付けをもって次の処分を実施した。

(1) 理事の法定処分

① 処分対象者

理事 58歳 男

② 処分内容

停職6ヶ月（地方公務員法第29条第1項1号及び3号）

③ 処分の理由

三木市職員の懲戒処分に関する指針（以下、「指針」という。）においては、懲戒処分の種類及び程度の決定は、①非違行為の動機、態様及び結果、②故意又は過失の度合い、③非違行為を行った職員の職責と非違行為との関係、④他の職員及び社会に与える影響、⑤過去における非違行為の有無、⑥日常の勤務態度及び非違行為の前後における態度を総合的に考慮して適正に判断することとなっており、具体的な事情を一切考慮することなく、画一的・自動的に懲戒免職処分とするものではないとしている。

理事が、酒気帯び運転により交通事故を惹き起こして第三者に被害を与えた事実もなければ、具体的に危険な走行をしていたとも認められない。また、理事の呼気から検知されたアルコールの量は、道路交通法違反として処罰される最下限の水準（呼気1リットル中0.15ミリグラム）であり、本件酒気帯び運転の非違行為の性質、態様及び結果という点で、酒気帯び運転という非行類型の中では悪質さの程度は低い方であると評価するのが相当である。

しかしながら、飲酒後わずか2時間弱足らずでアルコール量が比較的に少ないとはいえ、それが抜け消えるものではなく、酔いが醒めたと勘違いし

たと言っているものの、それをもって直ちに「故意」が完全にぬぐいさられるものでもない。

また、理事は、一般職員で最高位の理事という役職にあるとともに企画管理部長をも兼務しており、職員倫理条例第7条・施行規則第6条に規定する「倫理監督者」を率先して指導する立場にあり、職員の職務に係る倫理の保持について必要な指導、助言及び体制の整備を行うという重責を課せられている。その職責を果たすことなく自ら違反したことは、他の職員に与える影響は計り知れず、市民の信頼を大きく損ねたと言わねばならない。

なお、理事は昭和55年4月から35年間の長きにわたって三木市職員として特段の非違行為をすることなく真面目に勤務してきている。

以上ことを踏まえ、本件指針の6項目を総合的に考慮すると、指針に定める懲戒処分の標準的基準である「免職」よりも直ちに軽い処分にと判断することはできない。

しかしながら、地方公務員法第29条の懲戒処分は公平原則に適うものでなければならないと解されているところ、各地の自治体において、酒気帯び運転を理由に職員を懲戒免職処分をしたことの是非が訴訟において争われ、懲戒免職処分は違法であると認定された裁判例が相次いだ。兵庫県下においても、神戸市及び加西市について、酒気帯び運転を理由とする懲戒免職処分が違法であると判断された裁判例が存在する。

上記裁判例の傾向からすると、仮に、本件において理事に対して標準的な懲戒処分である「免職」処分をした場合には、その是非が裁判により争

われたときには、懲戒免職処分は公平原則等に照らし違法であると判断される可能性が高いと思われる。

よって、理事に対しては、酒気帯び運転に関する標準的な懲戒処分である「免職」より一段軽い、「停職」とすべきである。

停職の期間については、酒気帯び運転の標準的な懲戒処分が免職であること、酒気帯び運転の他に利害関係者との飲食行為の非違行為があること、理事という職責に鑑みて、停職処分のうち最も重い「停職6か月」とする。理事については、本件酒気帯び運転に加えて利害関係者との飲食行為という非行も認められるが、その標準的な処分は懲戒処分中もっとも軽い「戒告」に留まるとされ、処分を加重するに足りる事由とまでは評価できない。

なお、理事からは、昨年12月5日付で辞職願が提出されているところであり、本日付けをもって受理し、「依願退職」とする。

また、現在の三木市の飲酒運転に係る処分の基準は、酒気帯び運転も含め一律「免職」となっているが、賞罰審査委員会からの「現在の社会情勢や裁判例の状況等に合致しない」という意見具申を受け、酒酔い運転、酒気帯び運転及び事故の有無等の態様に応じた処分基準とするよう「別紙2」のとおり見直しを行う。

## (2) 部長の法定処分

### ① 処分対象者

市民ふれあい部長	52歳	男
健康福祉部長	57歳	女
まちづくり部長	55歳	男

## ② 処分の内容

戒告（地方公務員法第 29 条第 1 項 1 号）

なお、教育長においても、本日付で三木市教育委員会より「戒告」の処分がなされている（「別紙 3」のとおり）。

## ③ 処分の理由

ア 懲戒処分基準では、施行規則違反の「利害関係者と共に飲食」を行った場合の標準的な処分は、「戒告」となっている。上記 3 名の部長と民間の方との関係につき、個々の職員との関係において個別に判断した結果、市から補助金の交付を受けていたり、請負関係にある（過去 3 年間を含む）ことから、「利害関係者」にあたる。

また、上記 3 名の部長は、職員倫理条例第 7 条・施行規則第 6 条に規定する「倫理監督者」としての地位にあり、「職員の職務に係る倫理の保持について必要な指導、助言及び体制の整備」を行う責務が課せられている。その責務を果たすことなく自ら倫理に違反していること、施行規則の定め自体を理解しておらず、2 次会について非違行為である旨の認識さえなかったこと等、非難に値する点はあるものの、2 次会に利害関係者の参加を呼びかけたのが上記処分対象者のいずれでもないこと等、処分対象者に汲むべき事情を斟酌し、上記 3 名の部長に対する処分は基準上の標準的な処分である「戒告」とする。

イ なお、倫理審査会の意見書は、「秘書課から送られてきたメールは言わば公的メールと思われ、これを開けることなく削除するというのは、不自然で信用しがたい」と指摘する。秘書課が送信していることや市役

所の公用パソコンを使用しているなどという外形的な観点からだけ見れば、確かに「言わば公的なメールと思われる」面もあるものの、そのメールの内容は、有志による「ただ単なる飲み会」を知らせるためだけのものであり、公務に使う文書ではなく、私的メールそのものであると捉えることもできる。

また、このメールを開けることなく削除するというのは、確かに不自然とも思えるものの、三木市には職員に対しメールの保存義務を課す規則等は存在せず、職員が重要でないと判断したメールを削除することもありえなくはないとされたところである。

以上のことから、上記部長らが案内メールを削除したという行為が、本件基準上の標準的な懲戒処分の「戒告」より重い処分を科す理由にはなりえないものである。

ウ 一方、上記部長は2次会に利害関係者が参加することを事前に認識していなかったと弁明するが、当日、2次会で利害関係者の参加を認識しながら、倫理上の問題を自覚することなく閉会まで飲食を続けていたのであり、仮に上記部長らが利害関係者らの参加を事前に認識していなかったとしても、そのことをもって、上記部長に有利に斟酌することはできず、基準上の標準的な懲戒処分である「戒告」より軽減する理由にはなりえないものとされたところである。

エ また、2次会の会計処理については、倫理審査会においては、計算根拠が明瞭ではない、厳密に割り勘であったかどうかは定かではない、日本酒の費用負担においても定かではない等の指摘がされたところ、賞罰

審査委員会の審査においても、これらについては明らかにならなかった。仮に、民間の方が余分な費用負担等をしていることになれば施行規則に規定する「利害関係者からの接待を受けること」に該当することとなるが、そのような事実を認定することには至らなかったものである。

### (3) 法定外処分

#### ① 処分対象者及び処分の内容

豊かなくらし部長      54歳 男      訓告

豊かなくらし部参与      51歳 男      嚴重注意

#### ② 処分の理由

倫理審査会においても、本来は職員と民間の方との利害関係について個々の職員との関連において個別に審査をすべきところであったにも関わらず、そのことがなされない中で全員一律に利害関係者に該当すると結論付けられてしまった。

しかしながら、賞罰審査委員会においては、条例施行規則の各規定に照らし、利害関係者か否かを個々の職員との関連において個別に判断する中で全職員について審査したところ、豊かな暮らし部長と同部参与については民間の方2名との利害関係はなく、懲戒処分の対象とはならないと意見具申された。

しかし、両職員については、直接の利害関係者ではないものの、部長については、倫理監督者と位置付けられていることから法定外処分の「訓告」を、参与については倫理監督者ではないもののその職責に鑑み法定外処分の「嚴重注意」とする。



### 3 市長等の責任

このたびの一連の不祥事で、市政への信頼を大いに損ね、市民からの不信・疑惑を招いたことにつき市長及び北井副市長の倫理責任を認めるものである

#### (1) 処分の内容

市長 給料の 20/100 の減額を 3 カ月(平成 28 年 4 月～6 月)

北井副市長 給料の 20/100 の減額を 1.5 カ月(平成 28 年 4 月～5 月  
14 日(北井副市長の任期は 5 月 14 日まで)

(参考) 理事の飲酒運転に係る現行犯逮捕についての処分

市長 給料の 20/100 の減額を 3 カ月 (平成 28 年 1 月～3 月)

北井副市長 給料の 10/100 の減額を 3 カ月 (平成 28 年 1 月～3 月)

#### (2) 理由

賞罰審査委員会の結果を踏まえ、理事の停職 6 か月に加え、教育長及び部長 3 人に対して法定の懲戒処分「戒告」を行うとともに、2 人の部長級に対して法定外処分の「訓告」や「嚴重注意」を行い、これをもって一連の審査を終了する。このことを受け、市長及び副市長は部長級に対する監督責任を果たすとともに部長級よりも高次の倫理基準が求められる者として、その倫理責任を果たす必要がある。

- ① すなわち、このたびの一連の不祥事の原因は、副市長が利害関係者を誘った時に、そのことを市長自ら承知していながら止めずに、部長たちを 2 次会の場へ誘ってしまったことを端緒とし、それは市長自らが作成した施行規則の内容を承知していなかったでは済まされないものであり、最高次

の倫理責任を負う市長の倫理感の欠如に起因するものである。

教育長の戒告処分の判断において「意見具申書」は、次のように述べる。すなわち、教育長は「市長等倫理条例」に定める規律に服するとされているが、同条例では職員倫理条例・施行規則のような具体的な基準を定める規則等は存在しないものの、教育長は一般職であることから施行規則の各条項を基本的に類推して判断したところ、利害関係者との飲食にあたる。そして、教育長が利害関係者と飲食した行為は公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くものであり、「全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為を慎み」と規定された市長等倫理条例第3条第1項第1号に違反するというべきであるとされたところである。

さすれば、市長・副市長は教育長と同じ「市長等倫理条例」の適用対象者であり、教育長が同条例違反とされた以上、それより高い倫理を求められる特に市長の行為は明々白々に同条例違反と認定すべきものであり、市長等倫理審査会の開催を待つまでもなく、その倫理責任を素直にかつ真摯に認め、市民に謝罪し反省する必要がある。

- ② また、市長は「部長たちは民間の方が参加することを知らされていないことから、規則に抵触するものではない」と施行規則の規定を解釈し、その旨主張し続けてきたが、7ページの「ウ」において言及したとおり、利害関係者が参加することを事前に認識していたか否かではなく、実態として利害関係者との飲食があったかどうかは違反についての判断ポイントとなるものであり、市長がその解釈を間違ってきたことについても素直にその責任を認めるべきものである。

- ③ さらには、2次会案内メールについては、某新聞社記者が1月13日に井上副市長に対する取材時に持参されたメール文（原本ではなく改めて記者自らが打たれたもの）を受け、井上副市長がメールの存在を調査し、1月14日にもう一人の理事からの報告により市長は初めて知った次第であるが、昨年の11月11日の送信にも関わらずメールが存在しないことを前提とした市議会でのやりとりや新聞報道等により世間を惑わしたことをも大いに反省すべきである。

なお、メールの性格については倫理審査会では「いわば公的なメールとも思われる」とされたところであるが、賞罰審査委員会においては、公的メールとは断定せず、「私的メールそのものであると捉えることもできる」とされたところである。

このような私的メールそのものであると捉えることもできるメールを公用パソコンを使って送受信すること自体が不適切な行為であり、このたびの不信を招いた一因にもなったことから、市長は、職員により公務上作成された文書ではないものを公用パソコンを使用して送受信したり、消去したりした一連の公用パソコン管理上の監督責任をも併せて認める必要がある。

以上①～③の記述のとおり、改めて市長等倫理審査会を開催するまでもなく、市長、副市長ともに倫理責任を認めるものである。

### (3) 量刑の考え方

3人の部長が「戒告」、2人の部長級は法定外処分の「訓告」「嚴重注意」で

あり、それだけによる市長の監督責任は、他市の例によると減給 1/10 程度となる（「別紙4」参照）。

しかしながら、本事案においては、市長自らの倫理責任がより大きく問われていることから、市民の皆様からの市政に対する信頼を大いに損ねたという事の重要性・重大性に鑑み、監督責任と自らの倫理責任とを合わせて、給料月額 の 2 / 10 減給、3 カ月(合計 6 / 10 の減給)とする。

なお、北井副市長は、民間の方の参加を最初に呼びかけた者であり、その責任と職責に鑑み市長の 1 / 2 の自責処分とするものである。

## 5 今後の対応

このたびの件を真摯に受け止め、市長自らが襟をただし初心に帰る気持ちで、副市長とともに倫理観の向上と意識改革を行い市政に取り組むことを第一とする。

次に、倫理監督者としての部長は現行の三木市がもつ他市よりも厳しく倫理を追究したこの倫理条例・施行規則の趣旨を改めて理解し、その遵守を徹底する。

職員向けには、「別紙5」のパンフレット（国家公務員旧規定H14年5月のものを参考に作成）を配布し、倫理規定を周知するとともに職員研修を実施する。

市民向けには、「別紙6」のチラシを市立公民館等に置き周知を図るとともに、あわせて「利害関係者」に対して三木市はこのような倫理規定を有する市であるため、当市の倫理規定に基づき市職員とのお付き合いをお願いする旨の

「別紙7」のチラシを作成し、呼びかけていくこととする。

## 6 参考

### (1) 「倫理審査会」と「賞罰審査委員会」の位置づけの相違について

倫理審査会は、倫理上の観点から職員倫理条例・施行規則に違反しないかどうかを審査するものである。市民目線から見て「疑い」「不信」「誤解」を招く行為は違反行為となるが、それは法的な切り口ではなく倫理的な観点から判断がなされるものである。したがって倫理違反がただちに法的違反となるものではない（県内で倫理審査会を設置しているのは、三木市、宝塚市、三田市、加古川市、姫路市の5市のみ）。

一方、賞罰審査委員会においては、職員の非違行為に対して準司法的な立場から公平性の観点も加味しながら、一人ひとりの量刑を法的な切り口から慎重に議論を重ね処分の決定に至るものである。

このたびの事案におけるそれぞれの切り口の異同については、「別紙8」を参照。

### (2) 2次会案内メール

2次会案内メールの作成の経緯は次のとおり。

- ① 理事が行った口頭・電話による連絡に加え、北井副市長が念のためにということで秘書課員に作成方を依頼し、部長等（市長、副市長を除く）へ昨年の11月11日に送信。
- ② 秘書課員は、北井副市長が秘書課執務室で他の秘書課員に対し民間の方2名が参加するという会話を仄聞し、このメールに民間の方の名字

を自らの判断で文面に加筆。

- ③ 部長等の中にはメールがあったことに気付いた者もいたが、理事から2次会の開催について聞いていたため、メールの詳細までは確認していない。
- ④ 副市長は、メールの内容が飲み会の案内という些細なことに過ぎないと判断し、秘書課員へメールの送信を依頼したことを市長には報告していない。

以上